税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑧〕法人税 その64

交際費等と広告宣伝費との区分について

Q．交際費等と広告宣伝費との区分について概要を教えてください

A．概要

交際費等とは、得意先や仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用をいいます。

ただし、カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用や次のような不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した費用は、交際費等には含まれないものとされ、広告宣伝費となります。

不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した費用

１．製造業者や卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するための費用または一般消費者を旅行、観劇などに招待するための費用

２．製造業者や卸売業者が、金品引換券付販売に伴って一般消費者に金品を交付するための費用

３．製造業者や販売業者が、一定の商品などを購入する一般消費者を旅行、観劇などに招待することをあらかじめ広告宣伝し、その商品などを購入した一般消費者を招待するための費用

４．小売業者が商品を購入した一般消費者に対し景品を交付するための費用

５．一般の工場見学者などに製品の試飲、試食をさせるための費用

６．得意先などに対して見本品や試用品を提供するために通常要する費用

７．製造業者や卸売業者が、一般消費者に対して自己の製品や取扱商品に関してのモニターやアンケートを依頼した場合に、その謝礼として金品を交付するための費用

㈱　例えば、次のような場合、「一般消費者」を対象としていることには当たらないので注意してください。

⑴　医薬品の製造業者や販売業者が医師や病院を対象とする場合

⑵　化粧品の製造業者や販売業者が美容業者や理容業者を対象とする場合

⑶　建築材料の製造業者や販売業者が、大工、左官などの建築業者を対象とする場合

⑷　飼料、肥料などの農業用資材の製造業者や販売業者が農家を対象とする場合

⑸　機械または工具の製造業者や販売業者が鉄工業者を対象とする場合

根拠法令等

措法61の４、措令37の５、措通61の４⑴－１、61の４⑴－９

（税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）

（監修：関東信越税理士会　松本支部）

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

自動車税の納付をお忘れなく！

普通自動車の自動車税の納期限は６月１日㈪です。

自動車税は、金融機関・コンビニエンスストア以外にも、スマートフォンアプリ（PayPay、楽天ペイ、d 払い等）やクレジットカード、インターネットバンキング、ATM でのペイジー（Pay-easy）等でも納付できます

㈱　納付後すぐに車検を受ける場合は、納税通知書に添付の納税証明書に記載の使用可能期限内の領収印が押印された納税証明書を提示する必要があります。

納税証明書に記載の使用可能期限後に納付した場合、領収印の押印があっても納税証明書は無効となりますのでご注意ください。なお、納税証明書が必要な場合は、県税事務所窓口で納付し、納税証明書の交付を受けてください。